

○愛西市地域保健対策協議会規則

平成 17 年 4 月 1 日

規則第 91 号

(設置)

第 1 条 愛西市民の健康管理思想の普及並びに健康増進及び保健事業の円滑な運営を図ることを目的として、愛西市地域保健対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(任務)

第 2 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 愛西市が実施する保健事業の計画の決定に関すること。
- (2) 事業の執行に関する指導及び連絡調整に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、保健事業の企画及び普及に関すること。

(委員定数)

第 3 条 協議会の委員の定数は、25 人以内とする。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 国及び県の行政機関の職員
- (3) 保健医療関係団体の代表者
- (4) 地域団体等の代表者
- (5) 愛西市の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 5 条 協議会の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第 6 条 協議会に会長 1 人、副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 協議会の会議は、必要に応じて、会長がこれを招集する。

2 協議会においては、会長が議長となるものとする。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、健康子ども部健康推進課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の佐屋町地域保健対策協議会規則(昭和58年佐屋町規則第7号)、立田村健康づくり推進協議会規約(昭和58年立田村規約第1号)、八開村地域保健対策協議会設置要綱(平成10年八開村要綱第8号)及び佐織町健康づくり推進協議会設置要綱(昭和58年佐織町要綱第1号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成21年3月31日規則第8号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第15号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年2月15日規則第2号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第11号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月23日規則第11号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。